

■ 下関市の保育料 ※令和8年度9月以降

(1) 生活保護世帯等、市民税非課税世帯等、要保護者等世帯(ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等) (円/月額)

階層区分			3号認定子ども (R5.4.2生～ 3歳未満児保育園タイプ)			
区分	定 義		第1子		第2子以降	きょうだいの 数え方
			保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等		0	0	0	同一生計の きょうだいの 全員を数える
B	市民税非課税世帯、里親等		0	0	0	
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)		6,000	6,000	0	
D1	市民 税所得 割 課 税 額	48,600円 未満	6,000	6,000	0	
D3		58,800円 未満	6,000	6,000	0	
D5		77,101円 未満	6,000	6,000	0	

(2) その他の世帯 (円/月額)

階層区分			3号認定子ども (R5.4.2生～ 3歳未満児保育園タイプ)			
区分	定 義		第1子		第2子以降	きょうだい の数え方
			保育標準時間	保育短時間		
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)		13,600	13,400	0	同一生計の きょうだいの 全員を数える
D2	市民税所得割課税額	48,600円 未満	15,600	15,400	0	
D4		57,700円 未満	20,200	19,900	0	
		58,800円 未満	20,200	19,900	0	
D6		77,101円 未満	24,900	24,500	0	
D7		97,000円 未満	28,000	27,600	0	
D8		108,600円 未満	32,600	32,100	0	
D9		169,000円 未満	40,000	39,400	0	
D10		211,201円 未満	43,600	42,900	0	
D11		230,100円 未満	45,400	44,700	0	
D12		301,000円 未満	55,000	54,100	0	
D13		397,000円 未満	59,400	58,500	0	
D14		397,000円 以上	78,000	76,800	0	

【保育料の注意事項】

- 保育料には、給食(材料)費が含まれています。
- 3歳以上の教育・保育認定子どもに係る保育料は「無料」ですが、満3歳になった日の属する年度中は上記の保育料が適用されます。
(1号認定子どもを除く)
- 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間のこども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間のこどもが対象です。
- 行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。

【保育料の階層判定の注意事項】

- 「要保護者等世帯」は、生活保護世帯のほか、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた人(在宅の者に限る)等がいる世帯です。
- 「ひとり親世帯」の認定は児童扶養手当の受給状況によって判断しますので、児童扶養手当の受給申請をしない場合はご相談ください。
- 父母の所得の合計が58万円未満の場合は、同居している直系親族(祖父母、曾祖父母)のうち最も所得の高い方の市民税所得割課税額を合算しますが、育児休業給付金等の非課税所得がある場合は、父母のみの市民税所得割課税額で階層を決定することがあります。
詳しくは、配布している「下関市の保育料等について」をご覧ください。
- 市民税所得割課税額は、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除等の税額控除前の金額です。
- 4月から8月までの階層決定は「前年度の市民税額」、9月から3月までの階層決定は「当該年度の市民税額」をもとに階層を決定します。

下関市子ども未来部幼児保育課入園給付係 (電話 083-231-1929)